〇総務省令第

号

電 波 法 昭 和 + 五 年 法 律第百三十一 号) 第二十 九 条 \mathcal{O} 規定に基づ き、 無 線設 備 規 則 の 一 部を改正

する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無 線 設 備 規 則 昭 和 + 五 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 十八号) の 一 部 を 次 0 ように 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に二 重 傍 線 を 付 L た 規 定 で 改 正 前 欄 に ٢ れ に 対 応 す

る ŧ \mathcal{O} を 撂 げ T 7 な 1 ŧ \mathcal{O} は ک れ を 加 え る。

		30 第	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	三、二二三·二五MHz MHz MHz MHz MHz MHz MHz MHz	総務大臣が別に告 常星基幹放送の場合において、 の場合において、	
	■次的に発する電波の限度 L 任意の三三・七五六一Hz	示する方法により行うものとする。 次の表に掲げる周波数帯における副次的に発する電波の限度の測定は、)受信装置については、第一項の規定に加え、次の表のとおりとする。こい略]	改正後
		[新設] (副次的に発する電波等の限度)	改正前

2 1 \mathcal{O} 省 省 合は、 位 \mathcal{O} 施 行 平成三十年 \mathcal{O} 際 に 現 に 兀 月 一 設 置 日 つされ か ら施行する。 て 7 る 衛 星 基幹 放送の受信装置

が副

次的に

発する電波

の限

度につい て は、 当 分 \mathcal{O} 間、 な お 従前 0 例 によることができる。